

# 宇部市個人情報保護対策審議会 会議録

日 時：平成 31 年 2 月 21 日(木) 18 時 00 分～20 時 50 分

場 所：宇部市役所本庁舎 2 階 第 2 会議室

## 1 議 題

- (1) 中山間直接支払制度支援システムの構築について
- (2) 宇部市水道事業会計企業会計システムの構築について
- (3) 山口県被災者支援業務システムの構築について
- (4) 特定健康診査未受診者名簿の提供について

## 2 出席者

- (1) 委 員 佐藤会長、松藤副会長、伊藤委員、加藤委員、松永委員、弘中委員
- (2) 提案部の職員  
(北部・農林振興部)  
廣中北部・農林振興部長、杉山農林振興課長、土居農林振興課農林整備係主任  
(上下水道局)  
松岡財務課長、磯部財務課副主幹、西村財務課主務主任  
(健康福祉部)  
中野健康福祉部長、吉村地域福祉・指導監査課長、  
野村地域福祉・指導監査課福祉相談係長、  
天野地域福祉・指導監査課福祉相談係主任  
山下保険年金課長、東原保険年金課副課長、奥田保険年金課国民健康保険係主査、  
道田保険年金課国民健康保険係主任  
(事務局)  
穂積総務財務部参事、徳永総務管理課長、原田総務管理課副課長、  
古川総務管理課総務統計係主査、河野総務管理課総務統計係主任

---

議題の審議に先立ち、委員の互選により、会長に佐藤委員、副会長に松藤委員が選任された。

---

### 議題 1 中山間直接支払制度支援システムの構築について

(委員)

農地の所有者、氏名等の個人情報について、外部に提供する項目はあるのか。

(農林振興課)

農業生産条件の不利な地域に対する農業者への所得の補助となり、農用地の情報は必要となるため、業務委託により外部へ提供することはある。

(委員)

特定の委託業者に提供するのか。

(農林振興課)

そのとおり。補足すると、本システムの特許を有している業者と委託契約をし、現在保有しているデータを、本システムに移行させる際に、個人情報も含めた移行作業を行ってもらう手続きを進めている。

(委員)

作業は手作業となるのか。

(農林振興課)

PC内部での作業となる。

(会長)

初期のセッティングで外部委託し入力作業を行うのか。

(農林振興課)

市で入力したデータを業者へ渡すこととなる。

(会長)

業者へデータを渡すことは、宇部市個人情報保護条例第9条の外部への提供制限に該当しないということなのか。

(事務局)

条例18条の『業務の委託等』の中に、「実施機関は、個人情報取扱業務を外部に委託するときは、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。」とあり、また21条の『罰則』規定に「実施機関から受託した個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者」が万が一情報を漏洩した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとなっている。さらに、個人情報の取扱いについては、契約書に別途特記事項を付けており、基本的な事項から秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止等、それぞれ色々な項目があり、それらを守る契約となっている。

(会長)

個人情報を含むデータを取扱う場合は、条例7条の「適正な管理」や8条の「安全性の確保」等、色々条例で縛りがあるが、基本的にこれらをクリアしているシステムとして考えてよろしいか。

(事務局)

そのとおり。

(会長)

それでは採決したい。この議題に賛成される方の挙手を求める。

<全委員挙手>

(会長)

それでは全会一致で賛成することとしたい。

(委員)

本システムへのデータ取り込みは、宇部市が直接行うのか。

(財務課)

システムの開発は、公営企業会計の専門業者と委託契約を行い実施してもらうが、宇部市上下水道局で使えるようにするため、カスタマイズを上下水道局の職員で行う。

(委員)

仮に個人情報が出た場合、何か大きな問題はあるか。

(財務課)

入力する情報が「個人名」、「住所」、また、還付先の「口座番号」もあるため、取扱いには十分注意が必要である。

(会長)

本システムは専用端末であり、他のシステムとの共用はないということか。

(財務課)

上下水道局の情報ネットワークシステムのなかで、上下水道料金システムと繋がっているが、両システムのサーバーは分離されている。

(会長)

他のシステムと共用しているということか。

(財務課)

共用はしているが、本システムの端末から上下水道料金システムの情報を見ることはできない。

(会長)

では、1つの端末で他の作業を行うことがあるということか。

(財務課)

そのとおり。

(委員)

資料の概要で、水道料金の減額や誤納入などにより還付金が発生した際に相手方の住所、氏名、振込口座情報を登録とあるが、この情報は何かを見ながら登録するのか。

(財務課)

水道料金の収納を取扱っている上下水道料金システムがあり、そのシステムから紙で帳票が出力されるので、それを見ながら入力作業を行う。

(委員)

該当項目は連携ができないからなのか。

(財務課)

連携ができないようなシステムとしている。

(委員)

紙を紛失した場合、個人情報流出するリスクはあるのではないか。

(財務課)

使用した紙を出金伝票とセットにするため、出金伝票だけが残る事はなく、必ずセットで残る。

(委員)

今後、連携させる予定はないか。

(財務課)

連携させる予定はない。還付のケースはまれである。

(委員)

還付金が発生した際に、出金伝票を基に財務課の職員が手入力するのか。

(財務課)

そのとおり。

(委員)

システム内の情報は誰が見れるのか。

(財務課)

財務課の担当職員4名と管理職が見ることができる。ログインはパスワード制限があるため、他の職員は見ることができない。

(委員)

パスワードの変更は可能か。

(財務課)

パスワードは、システムを使用できる財務課職員それぞれで設定しており、変更も可能である。

(委員)

本システムは外部媒体の接続が可能か。

(財務課)

事前に登録した必要な媒体は可能だが、基本的にUSB、その他記録媒体は接続できない。

(会長)

それでは採決したい。この議題に賛成される方の挙手を求める。

<全委員挙手>

(会長)

それでは、本議題についても全会一致で賛成することとしたい。

---

### 議題3 山口県被災者支援業務システムの構築について

(会長)

都道府県、市町村で導入実績はあるのか。

(地域福祉・指導監査課)

県の情報では、東京都で導入していると聞いている。

(委員)

何か問題があって本システムを導入したのか。

(地域福祉・指導監査課)

現行では災害が起こった場合、り災証明の申請、現地での建物被災判定、り災証明書の発行等、膨大な事務作業が発生していたが、システムを導入することにより大幅に作業が軽減される。

(会長)

本システムのサーバーは山口県庁だけにあるのか。

(地域福祉・指導監査課)

外部データセンターにあり、その場所については、危機管理上お教えできない。

(委員)

システムを使用するパソコンは専用端末なのか。また、タブレットも使用とあるが、これも専用となるのか。

(地域福祉・指導監査課)

タブレットは専用の端末となる。パソコンは市の端末を使用し、システムとは、L G W A N回線で接続する。

(委員)

タブレットは通信回線を利用するのか。

(地域福祉・指導監査課)

通信回線なしのオフラインで使用する。

(委員)

タブレットを外で使用する場合、閲覧のみなのか。

(地域福祉・指導監査課)

タブレット端末に直接入力、保存は可能だが、システムには情報が反映されないため、職場でタブレット端末とパソコンを接続しサーバーに情報を保存する必要がある。

(委員)

仮にタブレット端末を紛失した場合の対策はあるのか。

(地域福祉課・指導監査課)

タブレット端末へのログインは、IDとパスワードが必要となる。設定した回数以上入力を誤ると、端末にロックがかけられる。

(会長)

それでは採決したい。この議題に賛成される方の挙手を求める。

<全委員挙手>

(会長)

それでは、本議題についても全会一致で賛成することとしたい。

---

#### 議題4 特定健康診査未受診者名簿の提供について

(会長)

本件は、個人情報保護条例第9条第2項「市民の福祉の向上又は公益上の必要があり、かつ、市民の基本的な人権を侵害するおそれがないと認められるとき」に該当するということか。

(保険年金課)

そのとおり。

(委員)

特定健康診査を受診した場合、市には通知があるのか。

(保険年金課)

対象者全員へ受診券を配布するため、受診した場合は市に結果が通知される。

(委員)

他自治体での実施事例はあるか。

(保険年金課)

国が診療データの活用事業制度の声掛けをし、県内では柳井市が実施しているが、未受診者名簿の特定健康診査実施医療機関への提供は行っていない。

(委員)

特定健康診査を受診していないことを、かかりつけの医師が未受診者に説明するのか。

(保険年金課)

そのとおり。

(委員)

突然かかりつけの医師から説明を受けた場合、説明を受けた側はとまどうのではないか。

(保険年金課)

新しい制度の説明については、今後周知を図っていきたい。また、未受診者名簿の提供

は今年の12月を予定している。

未受診者にはそれまでに受診勧奨通知文を送付する機会が何度かあるので、かかりつけ医から説明がある旨、その通知文に掲載するなどして、あらかじめ周知していきたい。

(委員)

本制度のメリットは。

(保険年金課)

多くのデータを集めることで、健康課題の把握ができ、市の健康づくり施策に繋げることも可能と考える。また、未受診者にとっては、改めて健診を受ける必要がなくなり、負担軽減になるとともに、特定保健指導を受けることもできる。

(委員)

未受診者へは、かかりつけの医師から制度の説明をするようになると思うが、説明用の資料はあるのか。それとも説明内容はかかりつけ医師に任せるのか。

(保険年金課)

現時点では、説明書を用意していない。

(委員)

この制度の説明書があれば分かりやすいと思うが。

(保険年金課)

医師会とも相談し、分かりやすいようにしていきたい。

(委員)

市から提供した個人情報、活用後、提供先から返還してもらうのか。

(保険年金課)

返還又は提供先で廃棄と考えている。

(委員)

廃棄は認められるのか。提供先で廃棄した事実の確認は困難と考えるが。

(保険年金課)

今後、契約書を作成するにあたり「廃棄」は除外し、返還など適正な処置を行う内容とする。

(会長)

それでは採決したい。この議題に賛成される方の挙手を求める。

<全委員挙手>

(会長)

それでは、本議題についても全会一致で賛成することとしたい。

(事務局)

本議題については、委員からの意見を踏まえ、条件を付しての承認としたい。承認の回

答にあたっては、事務局で整理し、会長に内容の確認をお願いすることによいか。

<全委員承認>

以 上